

日 技 代 議 員 各 位

公益社団法人日本歯科技工士会
会 長 杉 岡 範 明
(公印省略)

第5回社員総会開催通知

標記の件、定款第15条により開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席方をお願いいたします。
なお、当日社員総会に出席できない代議員は、定款第20条により他の代議員を代理人として議決権を行使させることができます。この場合は、同封別紙の「委任状」に署名、捺印の上、6月15日までにご返送ください。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 社員総会の
日 時 | 2016年6月18日(土) 10:30~16:00(予定) |
| 2. 場 所 | 歯科技工士会館
東京都新宿区市谷左内町21-5 電話 03-3267-8681
交通 JR総武線、東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線「市ヶ谷」駅下車 |
| 3. 当日の
会議日程 | 資 格 審 査 委 員 会 10:00 ~ 10:20
議 事 運 営 委 員 会 10:00 ~ 10:20
社 員 総 会 10:30 ~ 16:00(予定)
日技厚生会運営委員会[参考] 14:10 ~ 14:30
ニチギデータセンター運営審議委員会[参考] 14:30 ~ 14:50 |
| 4. 同封書類 | 「委任状」 1通 |

【社員総会】

- | | |
|-----------|--|
| I. 議 案 | 第1号議案 2015年度事業経過報告承認の件
第2号議案 2015年度会計収支決算報告承認の件
監事報告
第3号議案 顕彰規程一部改正承認の件
第4号議案 理事及び監事選任の件 |
| II. 協議事項 | |
| III. 報告事項 | (1) 時局・渉外について
(2) 2016年度事業計画・予算について
(3) 総合政策審議会答申について
(4) 2016年4月実施、歯科診療報酬改定について
(5) 教育研修事業について
(6) 歯科技工士生涯研修規程施行細則変更について
(7) 献血ボランティア推進事業について
(8) 歯科技工士法制定および日本歯科技工士会創立60周年地域交流記念大会について
(9) 歯科技工所開設届け出等整備推進事業について
(10) その他 |

〔質問・要望事項について〕

社員総会における質問・要望事項は、印刷の都合上、地区ブロック又は地域組織毎にまとめ、文書（Eメール、FAX可）によりご送付下さい。

- (1) 形 式：①A4版用紙を縦長に使用し、横書き記入すること。
②質問と要望を明確に分け、簡潔に記入すること。
③質問・要望事項毎に提出代議員名を記入すること。
- (2) 提出期限：2016年6月7日(火)〔厳守〕

E-mail:nichigi@info.email.ne.jp FAX:03-3267-8650

※社員総会議案書(資料)は6月3日頃に発送の予定です。
※上記議案、協議事項、報告事項は2016年4月16日現在の予定です。追加議案等がある場合は追ってお知らせします。

以上

※ 本会では5月16日から10月15日までの間、クールビズを実施いたします。

第5回社員総会議案書

【当日配付資料】

2016年6月18日
於 齒科技工士会館

公益社団法人

日本齒科技工士会

目 次

1. 第5回社員総会会長挨拶	1
2. 第5回社員総会議案等担当	2
3. 第5回社員総会質問・要望事項	3
4. 歯科技工士法上の疑義について	5
5. 歯科技工士法施行規則の一部改正について	7
6. 平成28年度厚生労働科学研究（歯科技工業の業務形態の実態把握に関する研究）	9
7. 平成28年度厚生労働科学研究 （歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究）	10
8. 歯科技工士の抱える課題	12
9. 医師、歯科医師及びその他の医療技術者等の修業年限について	13
10. 修行年限の延長が必要な理由	14
11. 良好な歯科技工経済を達成するために！	15
12. 日技新発展『7』プランの期間（第1次工程表）	18
13. 2016年度教育研修事業と費用の概要	19
14. 歯科技工士生涯研修規程施行細則新旧対照表	20
15. 2015年度「献血ボランティア活動」実施意向調査結果	21
16. 歯科技工士法制定および日本歯科技工士会創立60周年地域交流記念大会記事 （日技HPより）	22
17. 平成28年熊本地震会員被害状況	23
18. 平成28年熊本地震義援金口座（2016年6月10日現在）	24
19. 平成28年熊本地震に関する熊本県技からの御礼状	25
20. 2016年5月度会員数状況表	26

※別冊資料：①総合政策審議会答申書

②社会保険歯科診療における歯科技工関連部門の知識と解説〔概要版〕

③全国歯科技工所開設届け出調査一覧〔第2版〕

2016年6月18日

第5回社員総会 会長挨拶

公益社団法人日本歯科技工士会
会長 杉岡 範明

第5回社員総会にお集まりの皆様、一言ご挨拶申し上げます。

冒頭、この度の熊本地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災された会員の皆様については、「日技熊本地震災害対策本部」の施策に添ってしっかりと対応させていただきます。

さて、昨年は歯科技工士法制定および本会創立60周年の記念すべき年でありました。10月17日に福岡市で開催した60周年地域交流記念大会は、行政や関係団体はじめ、各種顕彰の受賞者等、多数の方々のご参加を得て、盛大に開催することが出来ました。開催地の福岡県と九州の各地域組織のご協力の賜物です。本会の歴史に新たなページを刻み、歯科技工士の明るい未来に向けた船出となりました。ご協力に感謝申し上げます。

本年2月28日には、我が国初の全国統一による歯科技工士国家試験が実施され、歯科技工士の長年の悲願が適いました。3月28日には合格者が発表され、1,104名の若者が歯科技工士としての道を歩み始めました。次代を担う彼らが、この先も誇りを持って歩んで行けるような環境を作ることが、我々の使命です。

この1年間、日技新発展『7』プラン推進の成果として、生涯研修カードの発行、日技指定研修事業における顎口腔機能学の実施等の新規事業をスタートさせました。また、歯科技工士という職業を進路選択の時期にある高校生世代に伝えるための書籍『歯科技工のおもしろさ』は、皆様のご協力で2版を重ねました。さらに、地域組織の皆様にも複数回にわたりご協力いただきました「歯科技工所開設届け出等整備推進事業」の進展により、厚生労働省担当部局が衛生行政報告例における歯科技工所数の誤りを認め、より正確な結果を得る制度設計として、歯科技工士法施行規則等の一部改正を行うに至りました。引き続き、工程表に沿って魅力ある組織作りに邁進するとともに、皆様からお預かりしている会費を確実に事業として還元してまいります。

歯科技工士の諸課題解決の道筋を審議していただいた総合政策審議会からは、2月12日、「歯科技工士の資質向上」と「歯科技工士の環境整備」を主要テーマに答申書をいただきました。この答申を力に、全体を俯瞰しながら各論の実現を進めます。

具体的な政策活動は、法律と制度を改正するために連盟組織と協調して、歯科技工士学校養成所指定規則第2条2の改正による修業年限3年以上を目指すとともに、良好な歯科技工経済実現に向けての第1歩として、これまで積み重ねてきた製作技工に関わる診療報酬点数の改正が担当者の果実となるように、行政に対し社会保険歯科診療における「歯科技工に要する費用」の定義の明確化を求め、歯科医師、歯科技工士の共通理解を促進し、新たに製作技工に関わる診療報酬点数の通知を求めてまいります。

会長という大任にご指名いただき、これまで全力で駆け抜けて参りました。中でも、東京都大田区立池上第二小学校の6年生の女子児童からの「私の夢は歯科技工士です」というお手紙をいただくことから始まった『ドリームプロジェクト』への協力は、私にとって特に思い出深く、未来への希望を感じるものでした。改めて、今を生きる者の責任を痛感し、今期の会務執行に対する皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

最後に、本日の会議が、資格者会員のナショナルセンターとして、その責任と使命を社会に示す有意義な機会となりますように心から願っております。

第5回 社員総会議案等担当

議 案

第1号議案 2015年度事業経過報告承認の件	岩 澤
第2号議案 2015年度会計収支決算報告承認の件	上野(有)
監事報告	
第3号議案 顕彰規程一部改正承認の件	西 澤
第4号議案 理事及び監事選任の件	夏 目

協 議 事 項

報 告 事 項

(1) 時局・渉外について	杉 岡
(2) 2016年度事業計画・予算について	夏 目
(3) 総合政策審議会答申について	時 見
(4) 2016年4月実施、歯科診療報酬改定について	時 見
(5) 教育研修事業について	夏 目
(6) 歯科技工士生涯研修規程施行細則変更について	森 野
(7) 献血ボランティア推進事業について	西 村
(8) 歯科技工士法制定および日本歯科技工士会創立60周年地域交流記念大会について	直 塚
(9) 歯科技工所開設届け出等整備推進事業について	奥 村
(10) その他	

質 問 ・ 要 望 事 項

質 問 要 望

全 般

<p>【長野：伊比代議員】 1. 教育年限の延長の意義と進捗状況をお聞きしたい。</p>	杉 岡
<p>【大阪：重光代議員】 2. 日技新発展『7』プラン達成の最終目的である経済問題の解決ですが、達成の為にロードマップをお示し頂きたい。</p>	杉 岡
<p>【宮崎：宮永代議員】 3. 歯科技工料問題について日技が目指す解決法についてお伺いします。 歯科技工料金について、過去の代議員会や社員総会等で“直接請求”や“点数化”という問題が議論されました。今回の第5回社員総会議案書では、技工料に関する言質を見いだすことができませんでした。日技はこの問題について、どのように決着しようとお考えになっているのか明確にお答えください。</p>	杉 岡
<p>【宮崎：宮永代議員】 4. 「中長期総合計画“日技新発展『7』プラン”」の終了年度についてお尋ねします。 日技新発展『7』プランが提唱されてから4~5年が経過しております。「外堀を埋めていく」との考え方に異論はありませんが、早期に解決し、技工料問題等を初めとする経済基盤確立という本丸に取り組んでもらわなければ、地域組織は持ちこたえられません。</p>	杉 岡

法人運営

<p>【大阪：重光代議員】 5. 社員総会の議案書は、少なくとも質問要望事項の締切日より1週間前までにはお送りいただきたい。</p>	岩 澤
---	-----

財務管理

<p>【宮崎：三城代議員】 6. 「会員管理及び会費規程 第3条5項」の改定について <u>「会員管理及び会費規程 第3条5項」の、当年度の法人及び個人立歯科技工所会員の会費納入は、当年1月1日現在における当該歯科技工所開設者とする。</u> これを改定できないか。 (仮案) 法人及び個人立歯科技工所会員の会費納入は、当該歯科技工所の開設者の開設日より廃業月までとする。 (理由) 例えば2月に廃業すれば、その年度中は会費支払い義務があり、また2月に開業すれば次年度まで納入不能など非常に不合理である。以下の点においても疑問がある。 ※体調不良で技工所経営が困難となり、廃業しても年度内の支払い義務がある。 ※毎年、「技工所会員会費納入対象者確認」が行われるが、必要ないのでは？開業を報告しない会員がいるからか？</p>	夏 目
--	-----

<p>【山形：齋藤代議員】</p> <p>7. 法人立及び個人立歯科技工所会員等の会費の年度中の変更を認めて頂きたい。</p> <p>私の解釈間違いであれば取り下げ致しますが、先般当会員が2月に法人から個人に変更に成った為に会費の変更を申し出たところ「1月1日現在で決まり、年度途中の変更は認められない。」との回答でした。本人は納得しませんでした。</p> <p>以上のように年度途中に、勤務から自営に又は反対と色々に変更はあり得る事と思います。その際に会費が一年間継続は会員が納得しません。色々な事情もあろうかと思いますが、会員の立場を考慮して変更は出来ないでしょうか。</p> <p>外にこの様な実例が理由で納得できず退会した会員もおります。</p>	夏目
---	----

組織対策

<p>【宮崎：宮永代議員】</p> <p>8. 組織拡充事業に関する調査について</p> <p>先般、公社日技第04-38号（2016年4月28日付け）で、組織拡充事業に関する調査がありました。真摯に記載し貴会へ送付しましたが、「調査結果については本会組織対策事業のみに活用し、『日本歯技』誌上への掲載等貴会回答内容の公表はいたしません」とのことでした。</p> <p>何があったか大凡の察しはつきますので敢えて問いませんが、地域組織には公表していただきますよう要望します。</p>	下江
---	----

歯科技工所運営対策

<p>【宮崎：宮永代議員】</p> <p>9. 「歯科技工所開設届け出等整備推進事業」の終了年度についてお尋ねします。</p> <p>「歯科技工所開設届け出等整備推進事業」が実行されてから4~5年が経過しております。今後の事業展開と終着点をお示してください。</p>	奥村
---	----

公社日技第 04-08 号

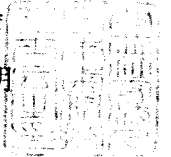
2016 年 4 月 7 日

厚生労働省医政局歯科保健課

課長 田口 円裕 様

公益社団法人 日本歯科技工士会

会長 杉岡 範明



歯科技工士法上の疑義について

平素より特段のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、宜しくお
願い申し上げます。

記

(照会事項)

特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、
修理し、又は加工する行為（歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を
除く。）は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法（昭和 30 年
法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する歯科技工に該当すると解してよろしいか。

以 上



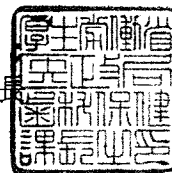
医政歯発 0411 第 3 号

平成 28 年 4 月 11 日

公益社団法人日本歯科技工士会

会長 杉岡 範明 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工士法上の疑義について（回答）

平成 28 年 4 月 7 日付け公社日技第 04-08 号をもって照会のあった件について、
下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

○厚生労働省令第九十一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十三条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第六条第三項及び歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第六条第三項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第一条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

(歯科技工士法施行規則の一部改正)
第二条 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 第五条第二項第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍及び)」を削る。
 様式第三号を次のように改める。

歯科技工士業務従事者届

氏名	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	1 歯科技工所
							2 病院又は診療所
住所	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	3 歯科技工士学校又は養成所
							4 事業所
住所	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	5 その他
							業務に従事する場所
備考							

様式第三号(第五条関係)

- (注意) 1. 該当する数字を○で囲むこと。
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
 4. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

(歯科衛生士法施行規則の一部改正)
第三条 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
 第九条第二項第二号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍及び)」を削る。
 様式第五号を次のように改める。

歯科衛生士業務従事者届

氏名	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	1 保健所、都道府県又は市区町村
							(ア 保健所 イ 都道府県 (アを除く) ウ 市区町村 (アを除く))
住所	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	2 病院
							3 診療所
住所	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	4 介護保険施設等
							(ア 介護老人保健施設 イ 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ウ 居宅介護支援事業所 エ その他)
住所	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	5 歯科衛生士学校又は養成所
							6 事業所
住所	性別	年齢	歳	住所	番号	年月日	7 その他
							業務に従事する場所
備考							

様式第五号(第九条関係)

- (注意) 1. 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 3. 改正法附則第2条に規定する厚生大臣の告示する日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

歯 界
の 報 官 公 報 の 日 本 報 道 報 官

平成28年度厚生労働科学研究（佐藤研究班）打ち合わせ会 次第

I. 日時：平成28年6月2日（火） 14:00～16:00

II. 場所：八重洲クラブ 第8会議室
東京都（東京駅八重洲地下街内 Tel 03-3275-0801）

III. 出席者（予定者）

佐藤博信（福岡歯科大学 冠橋義歯学 教授）
宮崎秀夫（新潟大学歯学部 口腔衛生学 教授）
末瀬一彦（大阪歯科大学 教授 歯科技工専門学校 校長）
大久保力廣（鶴見大学歯学部 有床義歯補綴学教授 技工研修科 科長）
瀬古口精良（日本歯科医師会 常務理事）
（日本歯科医師会：事務局）
沼上 功一（医療管理・情報管理課）
古山 純（医療管理・情報管理課）
未定：日本歯科技工士会
和田 康志（厚生労働省医政局 歯科保健課 課長補佐）
古殿 恵子（厚生労働省医政局 歯科保健課 歯科衛生係長）

IV. 報告事項

1. 平成27年度厚生科学研究費（歯科技工業の業務形態の実態把握に関する研究）
報告書について（事前冊子配布）
2. 平成28年度厚生科学研究費（歯科技工業の業務形態の実態把握に関する研究）
交付決定について

V. 協議事項

1. 平成28年度厚生科学研究（歯科技工業の業務形態の実態把握に関する研究）の
研究方法について（資料1～4）
2. その他

VI. 配布資料

資料1：平成28年度厚生科学研究費申請書（抜粋）
資料2：歯科技工所の類型（モデル案）（パワーポイントファイル）
資料3：平成28年度厚生科学研究アンケート調査票
資料4：歯科CAMセンターの存在とその経営母体

平成 28 年 6 月 8 日

公益社団法人日本歯科技工士会
会長 杉岡 範明 様

平成 28 年度厚生労働科学研究
「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の
推進に関する研究」
研究代表者 国立保健医療科学院
統括研究官 安藤 雄一

平成 28 年度厚生労働科学研究「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の
推進に関する研究」第 1 回研究班会議の開催について（依頼）

拝啓 入梅の候 貴殿におかれましては益々ご清栄のことと存じます。本研究班の実施にあたり、御理解と御協力を頂いておりますこと、心から感謝いたしております。

さて、次により、厚生労働科学研究「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究」第 1 回研究班会議を開催いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御出席くださるようお願い申し上げます。

なお、御不明な点がございましたら、下記担当まで御連絡をください。何卒よろしくお願いいたします。

敬具

記

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 5 日(火) 17:00～19:00
- 2 場 所 八重洲倶楽部 第 7 会議室
東京都中央区八重洲 2 丁目 1 番 八重洲地下街地下 2 階
- 3 内 容 研究計画等について

以上

担 当	大島 克郎 日本歯科大学東京短期大学
住 所	東京都千代田区富士見 2 - 3 - 1 6
電 話	03-3265-8815
携 帯	090-4026-8686
E-mail	oshima@tky.ndu.ac.jp

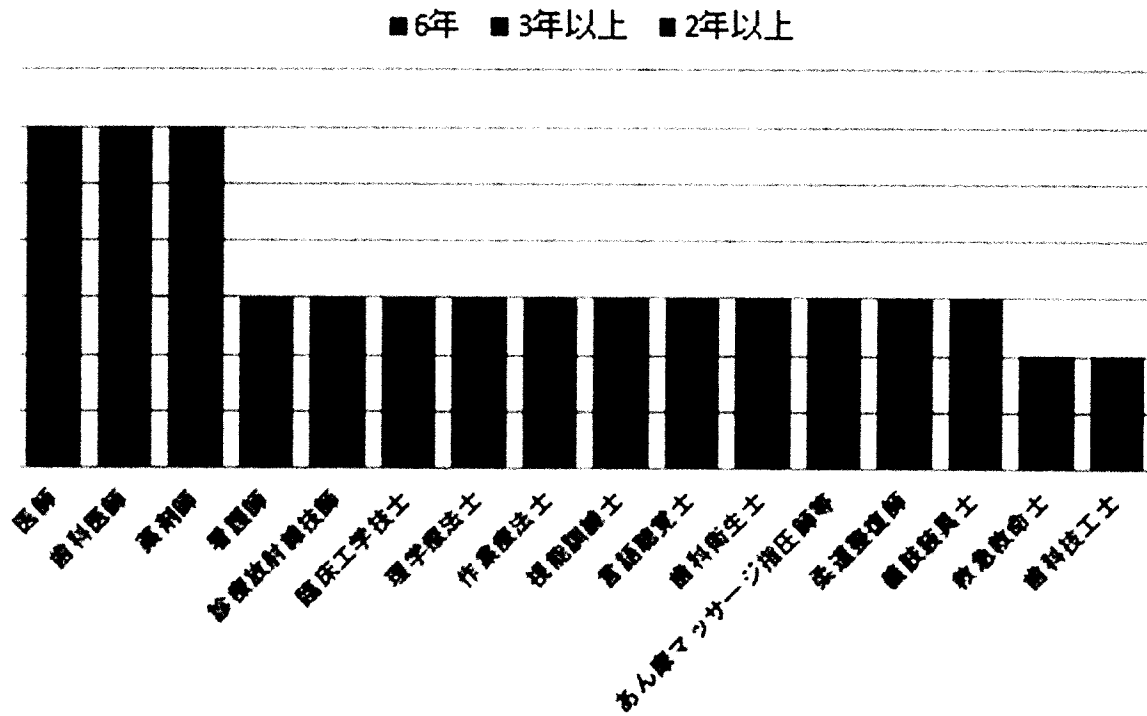
平成28年6月8日

平成28年度 厚生労働科学研究事業
 歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究
 研究組織一覧

	氏名	所属・役職等
主任研究者	安藤 雄一	国立保健医療科学院地域医療システム研究分野 統括研究官
分担研究者	三浦 宏子	国立保健医療科学院国際協力研究部 部長
	八木 稔	新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学講座 准教授
	大内 章嗣	新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学講座 教授
	大島 克郎	日本歯科大学東京短期大学歯科技工学科 学科長
研究協力者（関係団体）	瀬古口精良	日本歯科医師会 常務理事
	武井 典子	日本歯科衛生士会 会長
	小原 由紀	日本歯科衛生士会
	杉岡 範明	日本歯科技工士会 会長
	未定	日本歯科技工士会
	合場千佳子	全国歯科衛生士教育協議会 講習担当理事
	白鳥たかみ	全国歯科衛生士教育協議会 広報・調査担当理事
	尾崎 順男	全国歯科技工士教育協議会 会長
	鈴木 哲也	全国歯科技工士教育協議会 副会長
研究協力者（その他）	佐々木好幸	東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構 准教授
	青山 旬	栃木県立衛生福祉大学校歯科技術学部 歯科技術学部長
	薄井 由枝	国立保健医療科学院 客員研究員
オブザーバー	和田 康志	厚生労働省医政局歯科保健課 課長補佐
	古殿 恵子	厚生労働省医政局歯科保健課 歯科衛生係長
	三浦 佳子	厚生労働省医政局歯科保健課

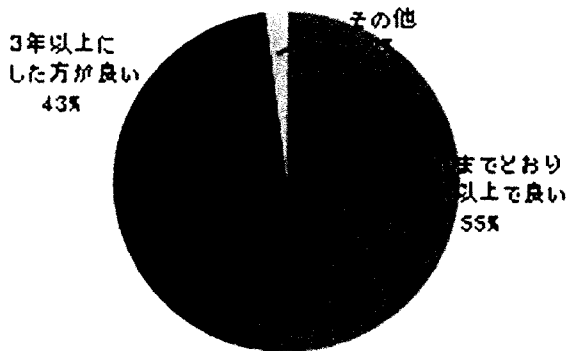
※順不同・敬称略

医師、歯科医師及びその他の医療技術者等の修業年限について



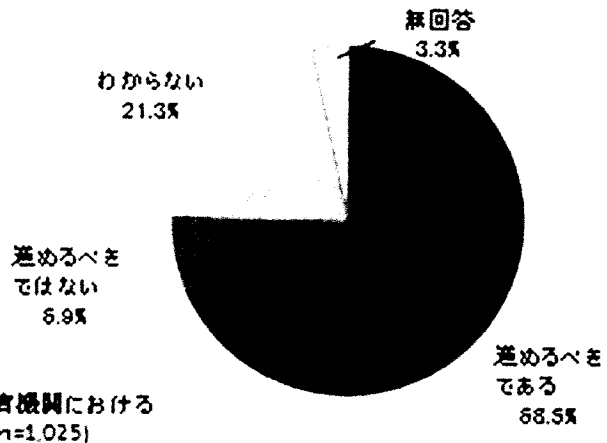
「歯科技工士養成のための教育に関する調査事業」 報告書

平成26年度厚生労働省所管事業



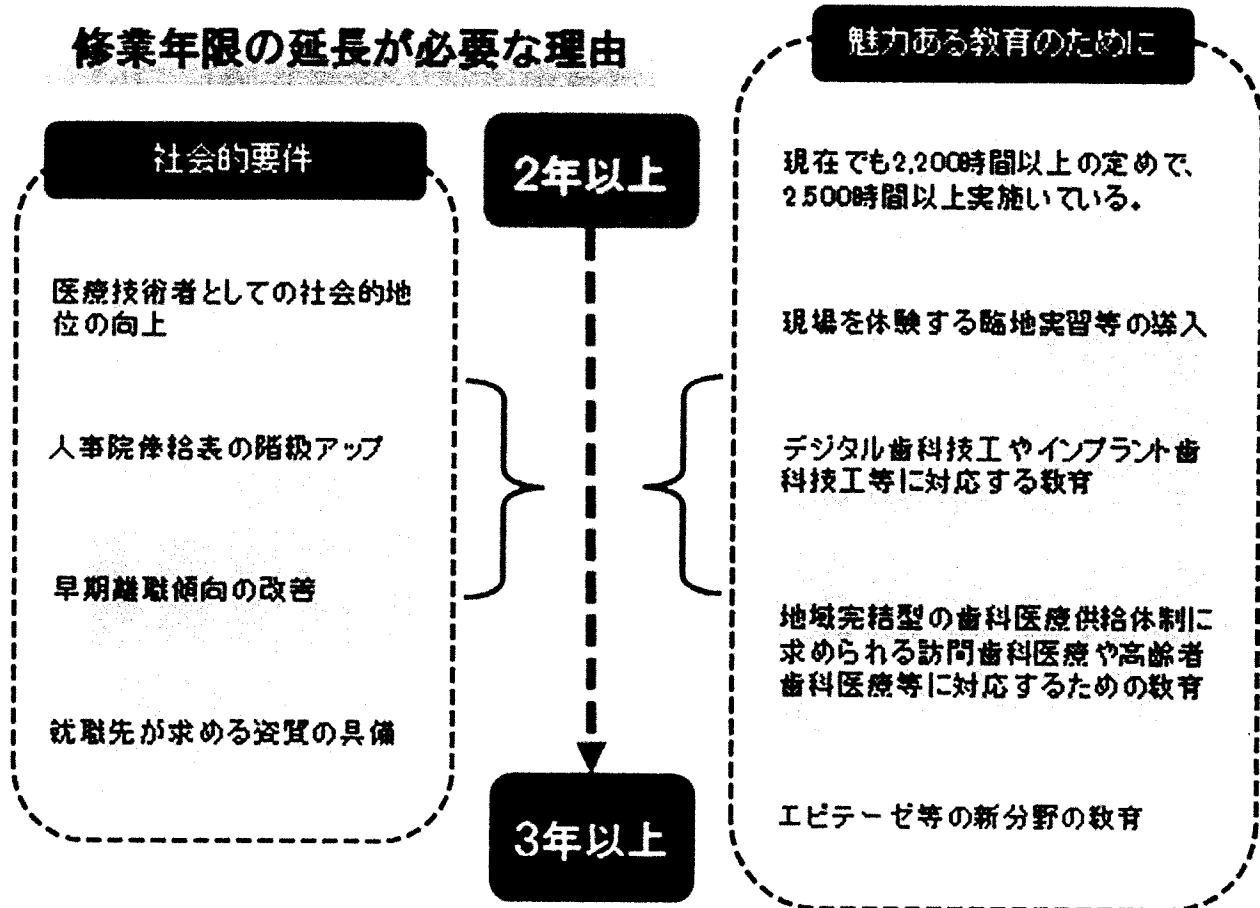
■歯科技工士養成の修業年限について(n=42)

「歯科技工士実態調査」報告書 2015年度日本歯科技工士会



■歯科技工士教育機関における修業年限延長(n=1,025)

修業年限の延長が必要な理由



修業年限延長に関わる根拠法について

歯科技工士法

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

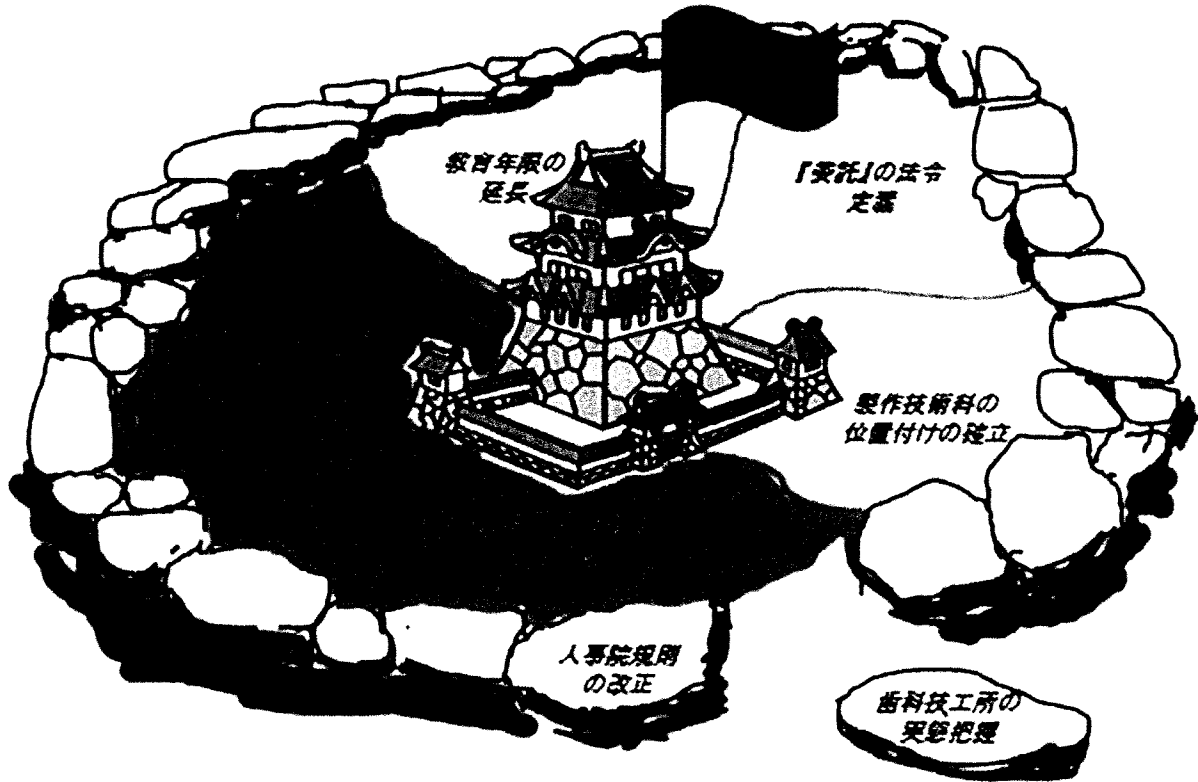
- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 四 外国の歯科技工士試験又は歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

歯科技工士学校養成所指定規則

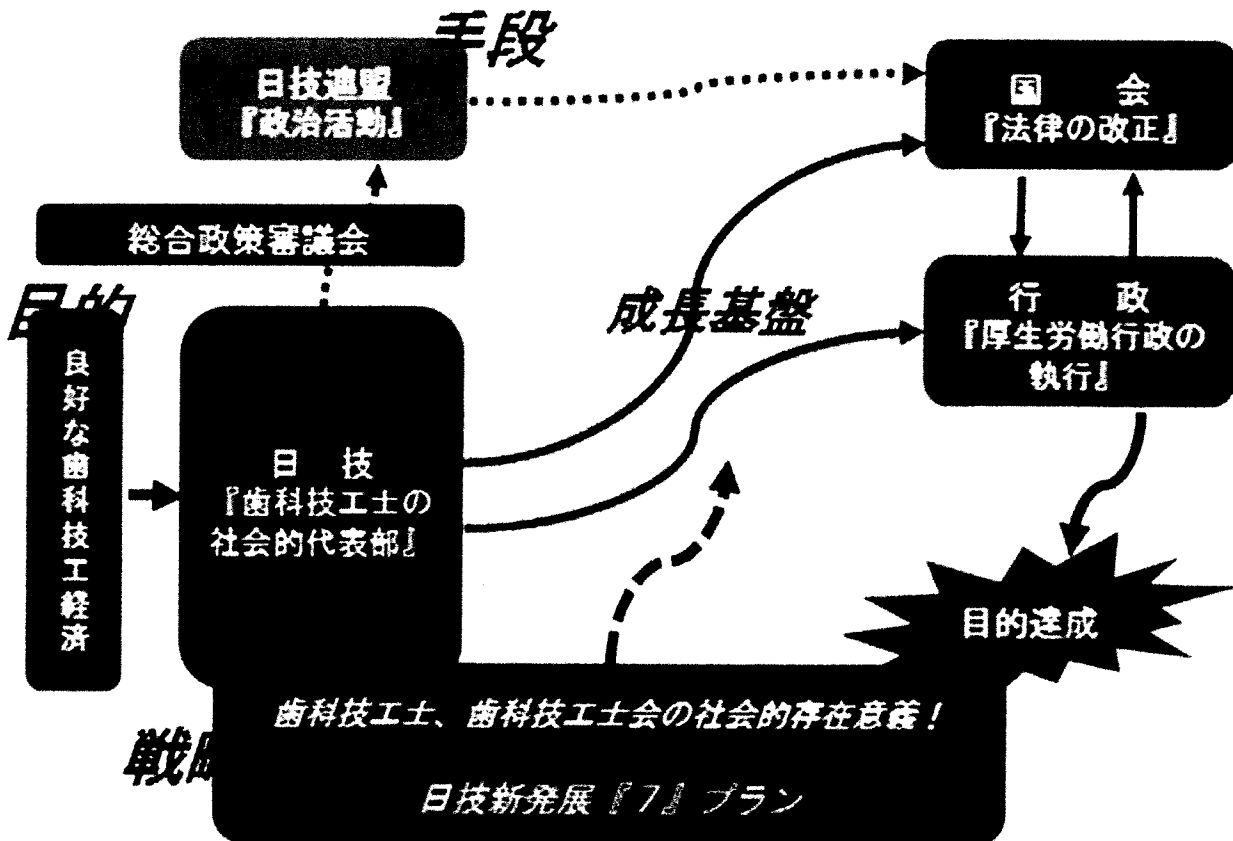
第2条 令第9条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 入学又は入所資格は、学校教育法第56条第1項に掲げる者であること。
- (2) 修業年限は、2年以上であること。
- (3) 別表の学科課程を有すること。
- (4) 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師2人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- (5) 学生又は生徒の定員は、1学級10人以上35人以内であること。
- (6) 同時に事業を行なう学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- (7) 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。
- (8) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- (9) 管理及び維持経営の方法が確実であること。

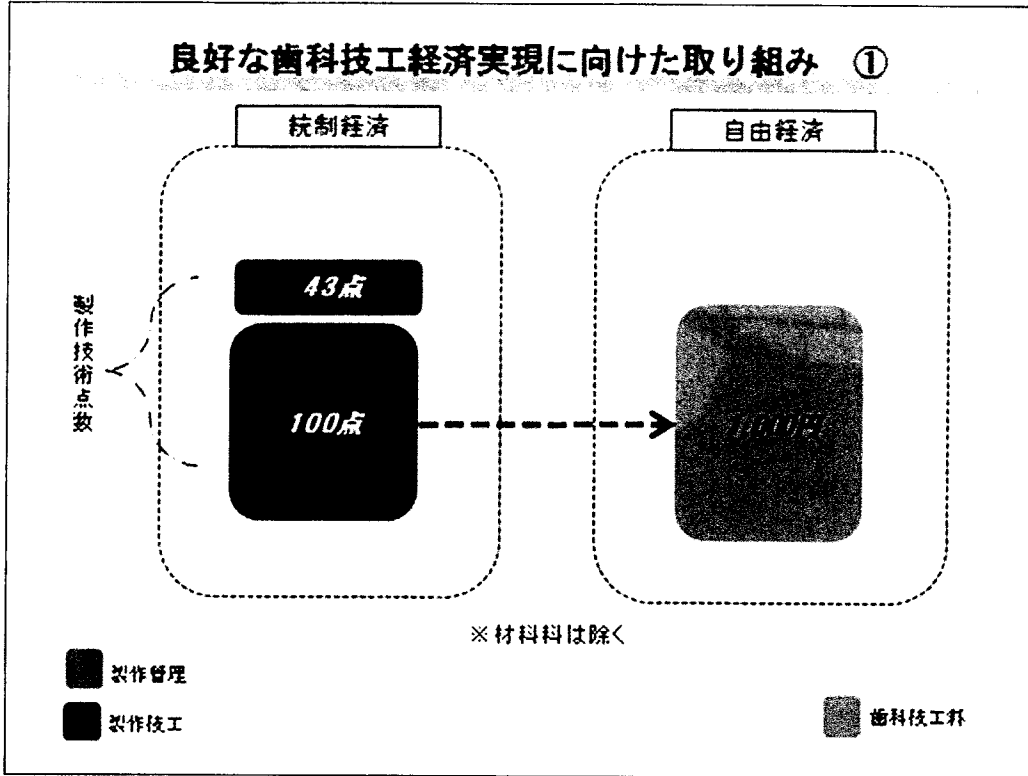
良好な歯科技工経済を達成するために！



中長期総合計画の位置付け

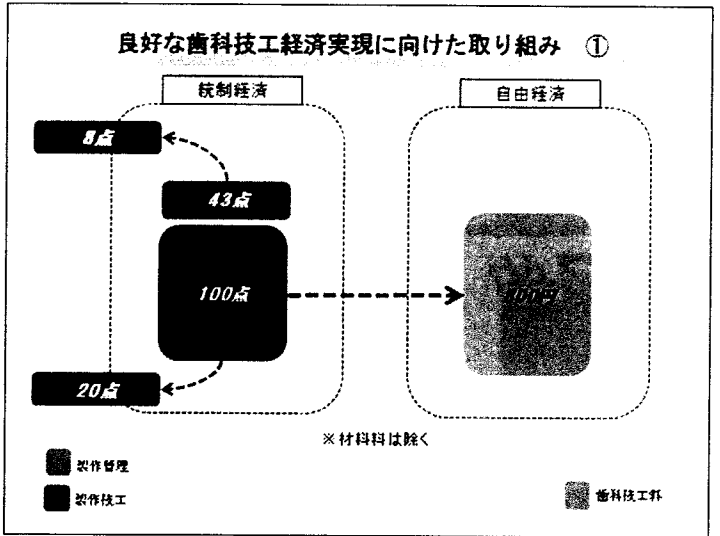
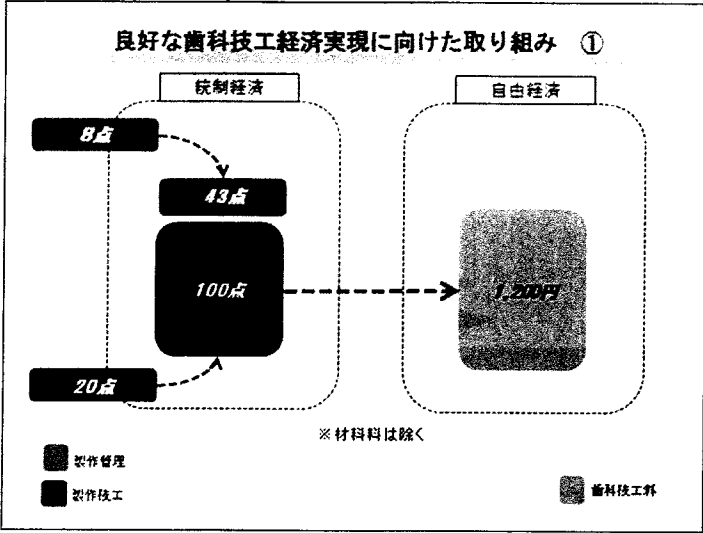


良好な歯科技工経済実現に向けた取り組み ①

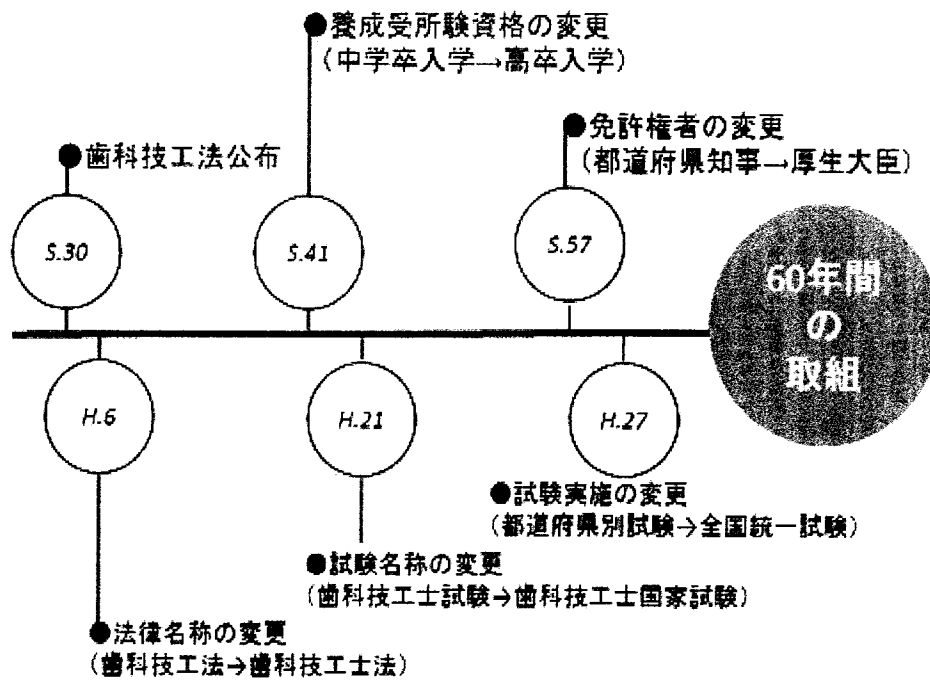
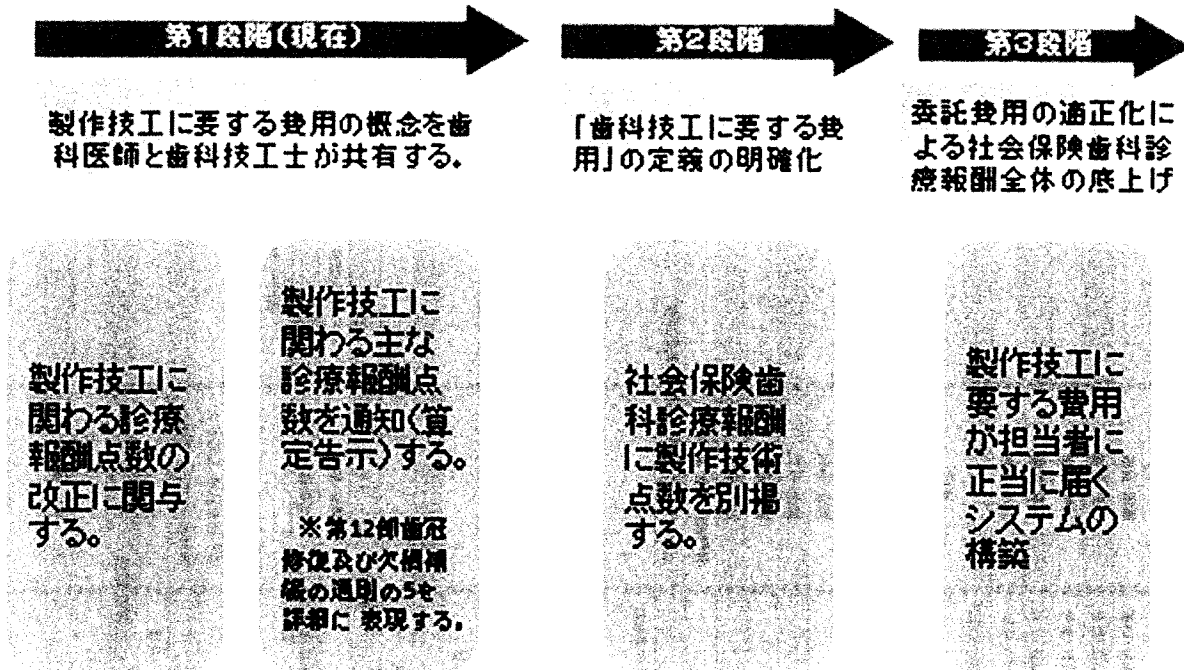


製作技工に要する点数より
歯科技工料が高い場合

製作技工に要する点数より
歯科技工料が低い場合



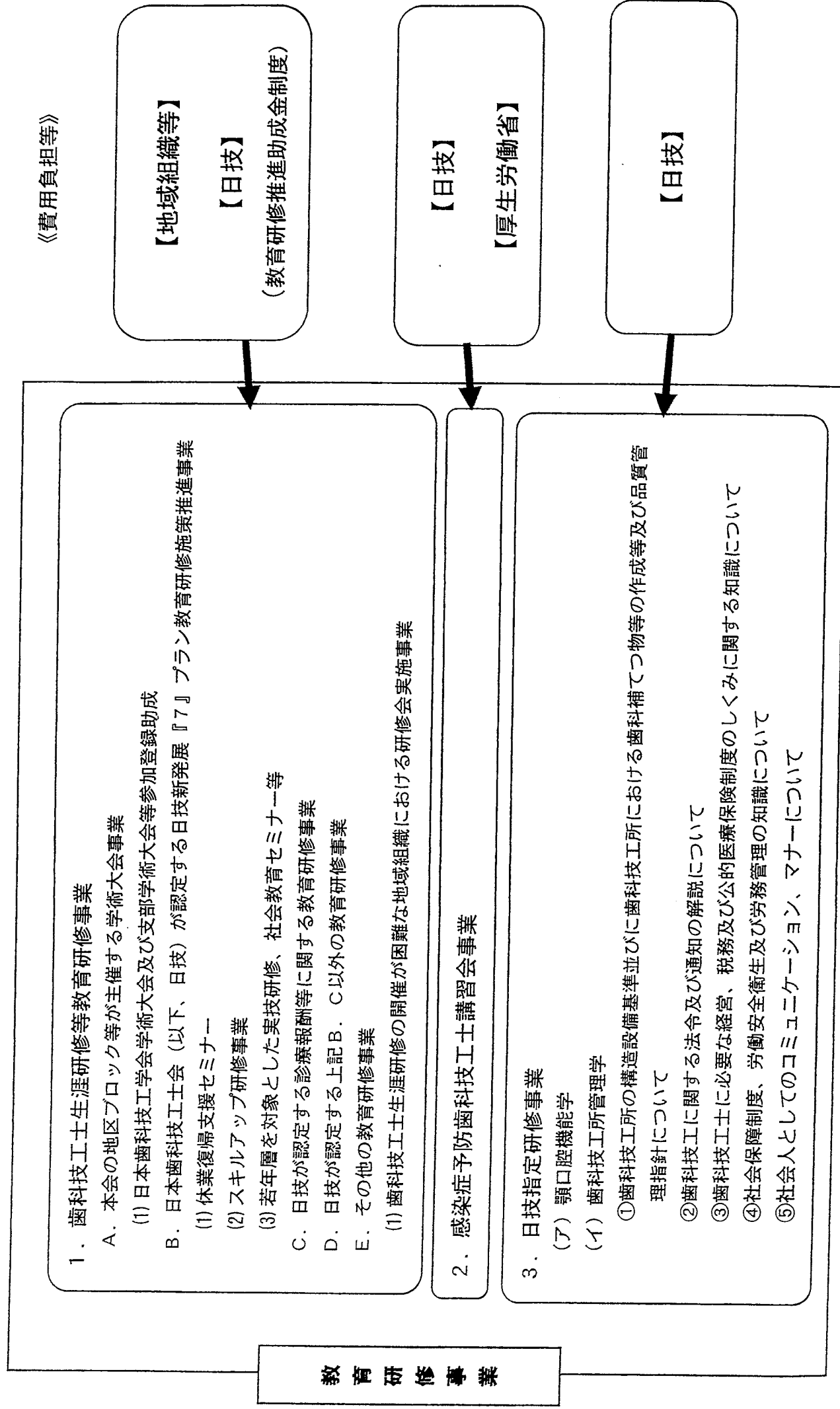
良好な歯科技工経済実現に向けた取り組み ②



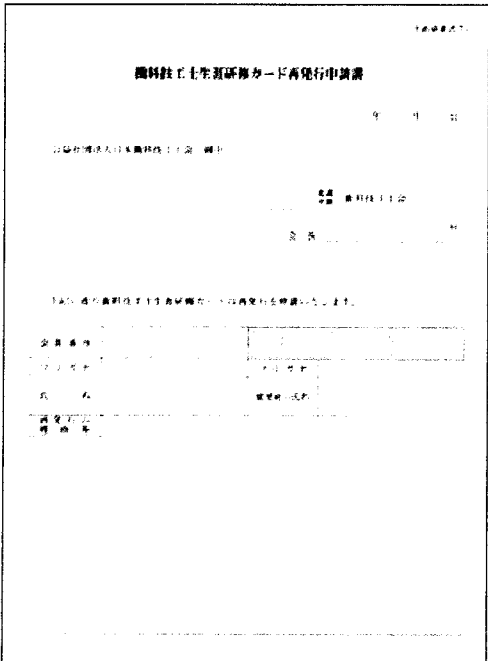
日技新発展「7」プランの期間(第1次工程表)

事業部門	No.	具体的施策	推進委員 会担当者		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
			4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月
【教育研修】	1-1	生涯研修事業の社会的有用性に向けた取り組み	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	1-2	生涯研修事業の細分化による研修の充実	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	1-3	経験豊かな会員による「スキルアップ教室」の開設	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	1-4	本邦実技教育セミナーの開催に向けた取り組み	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	1-5	備前実技教育センターの開設に関する表彰及び助成制度の構築	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
【国際振興】	4-1	名産・地域産品加工技術との交流強化	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査
	4-2	海外産品・技術の導入促進	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査	西澤	調査
【広報企画】	2-1	備前実技教育センターの開設に向けた広報活動の展開	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	2-2	「去書」・「ロコムーブ」等の種々の活用による社会アピールの促進	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	2-5	次世代の産科技術士を育てるためのキャンペーン活動	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	3-1	備前実技教育センターの開設に向けた広報活動	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	3-2	備前実技教育センターの開設に向けた広報活動	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
【政策推進】	2-4	備前実技教育センターの開設に向けた広報活動	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	3-2	船業事項解決のための「総合政策審議会」の設置	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	3-3	船業事項解決のための「総合政策審議会」の設置	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	5-5	備前実技教育センターの開設に向けた広報活動	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	3-4	安定した組織運営のための対象別対策チームの設置	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
【法人運営】	6-2	グループウェアによる情報共有密度の強化	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	6-3	ファイルの共有化とペーパーレス化の推進	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	7-1	危機管理指針と各種マニュアルの作成	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	7-4	災害時の行政及び関係団体との連携構築	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究
	7-5	災害支援ボランティア活動の調査・研究と情報収集	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究	西澤	調査・研究

■2016年度教育研修事業と費用の概要



歯科技工士生涯研修規程施行細則 新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
歯科技工士生涯研修規程施行細則 歯科技工士生涯研修規程施行細則別紙 生涯研修実施要領 1. 基本研修課程 (1) 基本研修課程の教科課程は、 <u>歯科技工士生涯研修規程第5条の生涯研修中央本部委員会</u> （以下、「 <u>生涯研本部</u> 」という。）が歯科技工士として必要な一般的知識、教養及び専門教科について時代の進展を考察して適切に立案し、理事会に報告する。 (2) 基本研修課程を開催実施しようとする <u>地域歯科技工士会生涯研修実行委員会</u> （以下、「 <u>地域実行委員会</u> 」という。）は、開催日の2か月前までに会期・会場等を決定し、生涯研書式①の歯科技工士生涯研修基本研修課程開催計画書（以下、「 <u>基本計画書</u> 」という。）を生涯研本部に提出する。 (略) 2. 自由研修課程 (8) <u>歯科技工士生涯研修</u> （以下、「 <u>生涯研修</u> 」という。）はその構成内容によるが、企業等が主催するものは認めない。ただし、共催等の協力を受けることができる。 (略) 3. <u>歯科技工士生涯研修カード</u> (1) <u>歯科技工士生涯研修カード</u> （以下、「 <u>研修カード</u> 」という。）は、生涯研修の受講単位の記録用として使用する。 (2) <u>地域実行委員会</u> は、開催実施の際にバーコードリーダーを用意し、受講の受付を行うこととする。 (3) <u>研修カード</u> は、 <u>公益社団法人日本歯科技工士会</u> （以下、「 <u>本会</u> 」という。）の資格者会員に貸与する。 (4) <u>研修カード</u> は、他人に貸与又は譲渡することができない。 (5) <u>研修カード</u> の氏名変更、紛失、破損等の場合は、本会所定の「 <u>歯科技工士生涯研修カード再発行申請書</u> （生涯研書式⑦）」に必要事項等を明記し、本会宛に届け出るものとする。なお、再発行に係る費用は有料とする。 (略)	歯科技工士生涯研修規程施行細則 歯科技工士生涯研修規程施行細則別紙 生涯研修実施要領 1. 基本研修課程 (1) 基本研修課程の教科課程は、 <u>生涯研本部</u> が歯科技工士として必要な一般的知識、教養及び専門教科について時代の進展を考察して適切に立案し、理事会に報告する。 (2) 基本研修課程を開催実施しようとする <u>地域実行委員会</u> は、開催日の2か月前までに会期・会場等を決定し、生涯研書式①の歯科技工士生涯研修基本研修課程開催計画書（以下、「 <u>基本計画書</u> 」という。）を生涯研本部に提出する。 (略) 2. 自由研修課程 (8) <u>生涯研修</u> はその構成内容によるが、企業等が主催するものは認めない。ただし、共催等の協力を受けることができる。
	

2015年度「献血ボランティア活動」実施意向調査結果

2015年11月19日現在

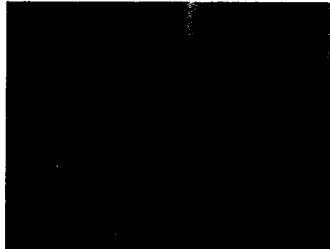
県名	活動実施の意向			実施時の連絡担当者		実施予定日		配布用ポケットティッシュ	
	ある	なし	会報等に掲載	役職	氏名	決定	未定	必要数	必要なし
北海道	○			専務理事	扇 照 幾		○	1,000	
青森			○	会長	長 内 隆		○		○
秋田	○			理事	佐藤 雄 貴	2/7		3,000	
岩手			○	副会長	柴田 さとみ		○	1,000	
山形		○							
宮城		○							
福島		○							
群馬	○			理事	渡辺 高 志	11/8			○
栃木		○							
茨城		○							
山梨		○							○
東京	○			常務理事	長 津 弘 志		○	1,000	
神奈川		○		副会長	工藤 靖 宏		○	2,500	
千葉		○							
埼玉		○							
新潟			○				12月上旬		○
石川		○							
富山		○							
福井	○			理事	三崎 信 行	1/30、31、2/6、7		3,000	
静岡	○			常務理事	斉藤 慎 次郎		1月中旬	3,000	
長野		○							
岐阜		○							
愛知		○							
三重			○						
滋賀		○	○	会長	西村 敏 和			300	
京都	○			専務理事	岡田 尚 士	2/7		4,000	
大阪	○			理事	大池 信 也	2/7		2,000	
奈良		○							○
和歌山	○			理事	石川 幸 宏		○	4,000	
兵庫		○	○						
岡山		○							
鳥取		○							
広島	○			副会長	濱本 満 弘		○		○
島根	○			専務理事	栗原 和 彦		○		○
山口		○							○
香川			○	会長	西桶 浩 三		○	500	
愛媛		○	○						○
高知		○							○
徳島	○			専務理事	清水 裕 次		2月下旬		○
佐賀		○							
福岡		○							
大分	○			専務理事	甲斐 博 之		○	500	
長崎	○			会長	土肥 学		○	500	
熊本		○							○
宮崎		○							
鹿児島		○							
沖縄		○							○
合計	14	28	8					26,300	



2015年10月17日(土)、ソラリア西鉄ホテル(福岡市)において「歯科技工士法制定および日本歯科技工士会創立60周年地域交流記念大会」を開催しました。

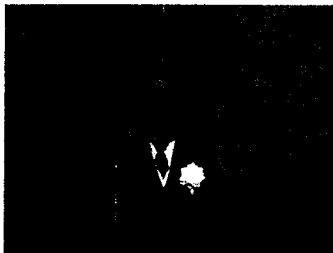
▶ 入れ歯感謝デー市民公開講座

60周年記念式典に先立ち、13時より、東京大学名誉教授・養老孟司氏を講師にお招きし「2015入れ歯感謝デー市民公開講座」を開催しました。「養老流～脳から見る生きがいと健康～」をテーマに行われた講演には、事前にお申し込みいただいた多くの皆さまにご参加いただきました。



▶ 60周年記念式典

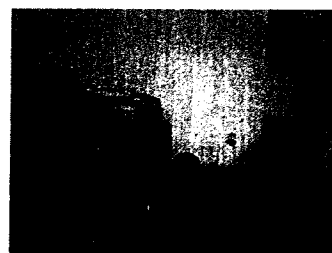
市民公開講座終了後、15時30分より60周年記念式典を執り行いました。直塚正昭副会長による開会の辞の後、主催者を代表して杉岡範明会長が式辞を述べました。ご来賓には、梅田珠実氏(厚生労働省大臣官房審議官)、山崎建典氏(福岡県副知事)、久保山裕子氏(日本歯科衛生士会副会長)にお越しいただき、それぞれご祝辞を頂戴しました。その後、各賞顕彰式として、厚生労働大臣表彰(53名)、日技会長表彰(50名)、紫紺賞(3名)、日技功労章(1名)の表彰が行われ、受章者を代表して中西茂昭氏が謝辞を述べられました。式典終了後、各賞ごとに表彰状授与式と記念撮影が行われました。



▶ 祝賀会

18時30分から祝賀会を開催しました。今大会の実行委員長でもある直塚正昭副会長が主催者挨拶を述べた後、ご来賓を代表して山本達雄氏(福岡県歯科医師会副会長)、山鹿洋一氏(日本歯科技工学会会長)、末瀬一彦氏(全国歯科技工士教育協議会会長)にご挨拶をいただきました。

その後、キム・ヤンゴン氏(アジア太平洋地域歯科技工士連盟協議会会長)のご発声で乾杯し、博多独楽などの余興とおいしいお料理をお楽しみいただきながら、参加者同士、交流と親睦を深めていただきました。



平成28年(2016年)熊本地震会員被害状況
(2016年5月調査)

地域組織 ()は同組織内支部	会員数 (16.4.28 現在)	本人安否				物件の被害状況 ※歯科技工所は開設者対象								摘要 [参考:機器等の 損傷]				
		健康	負傷	不明	その他	自宅				歯科技工所※								
						全壊	半壊	一部損壊	その他	特になし	全壊	半壊	一部損壊		その他	特になし		
大分																		
(佐伯)	17																	
(杵北)	14																	
(日田玖珠)	13																	
(別府)	37							3										
(大分)	51																	
(豊肥)	5							1	1									
計	137	137	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本																		
(熊本)	71	71				1	3	18	7	8		1	10	9	2			機材等損傷報告あり (13件)
(八代)	26	26						4					1					
(荒尾玉名)	9	9								9								
(山鹿)	1	1								1								
(天草)	14	14								14								
(宇城)	4	4																
(人吉)	8	8								8								
(水俣)	3	3								3								
計	136	136	0	0	0	1	3	22	7	43	0	1	11	9	19			
合計	273	273	0	0	0	1	3	23	11	43	0	1	11	9	19			

公益社団法人 日本歯科技工士会
 平成28年熊本地震 義援金口座
 (2016年4月22日開設)

○口座 ゆうちょ銀行 振替口座

【口座記号番号】 00130-9-385855

【名義人】 公益社団法人 日本歯科技工士会

○他の金融機関から振込みする場合の口座情報

- 銀行名 ゆうちょ銀行
- 預金種目 当座
- 店名 ○一九店 (ゼロイチキユウ店)
- 口座番号 0385855
- ｶﾞ氏名(受取人) ｺﾞｷｼﾀﾞﾝ ｺﾞｼﾝ ｺﾞﾝｶﾞ ｺﾞｶｲ

口座受付状況	件数等	金額	摘要
2016年6月10日現在	60	1,966,325	
募金箱受付状況	2016/5/17	25,401	対策本部会議等開催日
	2016/5/21	56,107	理事会等開催日
	2016年6月10日現在	計	81,508
合計金額		2,047,833	

公益社団法人 日本歯科技工士会

会長 杉岡 範明 様

平成 26 年 5 月 29 日

一般社団法人熊本県歯科技工士会

会長 川崎 晋二

拝啓

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびの地震災害における迅速なる対応に、心より感謝を申し上げます。

早々の役員の派遣と被災会員のお見舞いそして支援金と、現実には災害に遭った者にとっては、本当に嬉しい心遣いでした。

まだまだ余震が続き、いつ終わるのかと不安ばかりですが、会員も熊本県民も明日に向け堪えて頑張っています。

東北大震災の後処理がまだ終息していない中での熊本地震ですが、地震列島と云われる日本では次にどこで起きてもおかしくない状況のようです。全国の会員の皆様にも充分ご注意いただきたいと思います。

すぐにお礼をと思いながら、遅くなったことをお詫びいたします。

まずは略儀ながら、書中をもってお礼を申し上げます。

敬具



2016年5月度会員数状況表

2016年5月31日現在

地域 組織名	前月末会員数		当月度変動				当月末会員数	
	資格者 会員	開設者 会員	資格者会員		開設者会員		資格者 会員	開設者 会員
			増加	減少	増加	減少		
北海道	519	226	4	1	1	0	522	227
青森	101	41	0	0	0	0	101	41
秋田	145	60	1	0	0	0	146	60
岩手	140	63	1	1	0	0	140	63
山形	116	57	0	1	0	0	115	57
宮城	111	52	0	0	0	0	111	52
福島	166	112	1	0	1	0	167	113
群馬	92	64	0	0	0	0	92	64
栃木	90	75	0	1	0	1	89	74
茨城	102	66	0	1	0	1	101	65
山梨	92	63	0	1	0	0	91	63
東京	680	242	3	3	2	1	680	243
神奈川	267	157	0	0	0	1	267	156
千葉	191	126	0	0	0	1	191	125
埼玉	113	57	0	0	0	0	113	57
新潟	249	137	2	1	1	1	250	137
石川	82	37	0	0	0	0	82	37
富山	67	27	0	0	0	0	67	27
福井	156	58	1	0	0	0	157	58
静岡	215	164	1	0	0	0	216	164
長野	190	120	0	0	0	0	190	120
岐阜	225	146	0	0	0	0	225	146
愛知	513	341	1	4	0	2	510	339
三重	124	73	1	0	0	0	125	73
滋賀	68	35	0	0	0	0	68	35
京都	202	118	0	1	0	0	201	118
大阪	1,120	360	11	11	2	4	1,120	358
奈良	51	29	0	0	0	0	51	29
和歌山	147	83	0	0	0	0	147	83
兵庫	225	115	0	1	0	1	224	114
岡山	107	35	0	2	2	0	105	37
鳥取	29	15	0	0	0	0	29	15
広島	200	97	1	1	0	0	200	97
島根	67	29	2	0	0	0	69	29
山口	67	28	0	1	0	0	66	28
香川	162	73	0	2	0	0	160	73
愛媛	177	73	0	0	0	0	177	73
高知	48	16	0	0	0	0	48	16
徳島	117	31	0	0	0	0	117	31
佐賀	42	26	0	0	0	0	42	26
福岡	427	192	5	2	2	0	430	194
大分	137	33	1	1	0	0	137	33
長崎	12	2	0	0	0	0	12	2
熊本	136	55	0	1	0	0	135	55
宮崎	127	51	0	1	1	1	126	51
鹿児島	114	53	0	3	0	1	111	52
沖縄	22	9	0	0	0	0	22	9
合計	8,550	4,122	36	41	12	15	8,545	4,119
転入 未完了者	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計	8,550	4,122	36	41	12	15	8,545	4,119